

第3号被保険者に対する種別変更の届出勧奨に関する取組

- 第3号被保険者に係る種別変更等の届出の勧奨の実施について（通知）
(昭和 63年 3月31日 庁文発1477号) ······ 1
- 第3号被保険者に係る種別変更等の届出の勧奨の実施について（通知）
(平成 元年 7月24日 庁文発2078号) ······ 3
- 第3号被保険者に係る種別変更等の届出の勧奨の実施の一部変更について（通知）
(平成 3年 2月27日 庁文発 553号) ······ 4
- 第3号被保険者に係る種別変更等の届出の勧奨の実施について（通知）
(平成 3年10月 3日 庁文発2570号) ······ 5
- 第3号被保険者に係る種別変更等の届出の勧奨の実施の一部変更について（通知）
(平成 4年 8月28日 庁文発2406号) ······ 6
- 第3号被保険者の種別変更等に係る届出の勧奨の実施について（通知）
(平成 5年 5月18日 庁文発1549号) ······ 7
- 国民年金第3号被保険者に係る種別変更の届出の勧奨について（通知）
(平成 7年 8月 2日 庁文発2877号) ······ 8
- 第3号被保険者に係る種別変更等の届出の勧奨状等の配信について（事務連絡）
(平成 7年 8月30日 事務連絡) ······ 10
- 第1号被保険者又は第3号被保険者に係る資格取得、種別変更又は種別確認の届出のお知らせ（勧奨）の実施について（通知）
(平成10年 3月 2日 庁文発 497号) ······ 11
- 国民年金第2号又は第3号被保険者から第1号被保険者に移行した者に対する適用促進について（通知）
(平成17年 4月20日 庁保険発0420001号) ······ 13



文書第 1477号

昭和 63 年 3月 31 日

記

都道府県民生主管部（局）

国民年金主管課（部）長 殿

社会保険庁年金保険部国民年金課長

社会保険庁年金保険部業務第一課長

第 3 号被保険者に係る種別変更等の届出の
勧奨の実施について

第 3 号被保険者の適用に関する事項については、昭和 61 年 4 月
1 日序保険第 17 号をもって通知したところであるが、今般、配
偶者である第 2 号被保険者が厚生年金保険法の被保険者でなくなっ
たことにより第 3 号被保険者に該当しなくなった場合に的確に対応
するため、下記により配偶者記録（第 3 号被保険者の配偶者である
第 2 号被保険者の氏名、生年月日及び被用者年金制度における記号
番号等をいう。以下同じ。）を活用して種別変更等の届出の勧奨を
実施することとしたので、貴職におかれても所要の措置を講じられ
たい。

1. 目的

社会保険庁において第 3 号被保険者の記録及び配偶者記録並びに
厚生年金保険の被保険者記録を管理していることに着目し、これら
の契合の結果、既に第 3 号被保険者に該当しなくなっていると考え
られる者（以下「第 3 号非該当者」という。）を抽出して種別変更
等の届出の勧奨を実施することにより、適用の適正化を図る。

2. 実施方法

(1) 社会保険庁は、毎年 5 月に第 3 号非該当者を抽出し、これら
の者に係る種別変更等の届出の勧奨状（以下「勧奨状」という。）
及び一覧表（以下「勧奨状送付者リスト」という。） 2 部を作
成することとする。

また、配偶者記録が相違していることが判明した第 3 号被保
険者については、配偶者記録を確認し、補正するための一覧表
(以下「配偶者ファイル厚年（船保）契合処理確認リスト」と
いう。) を作成することとする。

なお、第 3 号非該当者の抽出は、前年度末における第 3 号被
保険者の記録と当該第 3 号被保険者に係る配偶者の厚生年金保
険の被保険者記録とを契合し、配偶者の厚生年金保険の被保険
者記録が現存でない者を抽出することとしているが、抽出時点
において当該第 3 号被保険者が現存でない場合には、この限り
でない。

(2) 昭和 63 年度においては諸般の事情にかんがみ、社会保険庁
から第 3 号非該当者に直接勧奨状を送付することとする。

- (3) 社会保険庁は、勘定状送付者リスト2部及び配偶者ファイル厚年（船保）突合処理確認リストを社会保険事務所あて送付することとする。
- (4) 社会保険事務所は、勘定状送付者リストの送付を受けたときは、そのうちの1部を市町村あて第3号被保険者の適用事務の参考資料として送付すること。
- (5) 社会保険事務所は、配偶者ファイル厚年（船保）突合処理確認リストの送付を受けたときは速やかに、国民年金配偶者記録関係業務取扱要領の定めるところにより、配偶者記録の補正のための事務を行うこと。
なお、国民年金配偶者記録関係業務取扱要領の改正については、別途通知するものであること。

（写送付先　社会保険事務所長）

写

・ 庁文発第2078号

平成元年7月24日

都道府県民生主管部（局）

国民年金主管課（部）長 殿

社会保険庁運営部

年金指導課長

第3号被保険者に係る種別変更等の届出の
勧奨の実施について

標記については、昭和63年3月31日庁文発第1477号をもって通知したところであるが、本年度においては下記により実施することとしたので、管下の社会保険事務所に対して所要の措置を講ずるよう指導されたい。

記

- 1 社会保険庁は、既に第3号被保険者に該当しなくなっていると考えられる者（以下「第3号非該当者」という。）を抽出しこれらの者に係る種別変更等の届出の勧奨状（以下「勧奨状」という。）及び一覧表（以下「勧奨状送付者リスト」という。）2部作成のうえ封筒（窓あ

き）とともに各社会保険事務所あて送付することとする。

なお、第3号非該当者の抽出は、前年度末における第3号被保険者の記録と当該第3号被保険者に係る配偶者の厚生年金保険の被保険者記録とを突合し、配偶者の厚生年金保険の被保険者記録が現存でない者を抽出することとしているが、抽出時点において当該第3号被保険者が現存でない場合には、この限りでない。

- 2 社会保険事務所は、勧奨状等の送付を受けたときは封筒への押印（社会保険事務所名、所在地等）及び勧奨状の封入・封かんを行い、第3号非該当者あて送付とともに、勧奨状送付者リスト1部を市町村における第3号被保険者の適用事務の参考資料として市町村あて送付すること。

（写送付先　社会保険事務所長）

写

庁文発第 553号

平成3年2月27日

記

都道府県民生主管部（局）

国民年金主管課（部）長 殿

社会保険庁運営部年金指導課長

第3号被保険者に係る種別変更等の届出の

勧奨の実施の一部変更について

第3号被保険者に係る種別変更等の届出の勧奨について
は、昭和63年3月31日庁文発第1477号及び平成元年7月24日庁文発第2078号に基づき実施しているところであるが、本年度においては、下記のとおり実施することとしたので、管下の社会保険事務所に対して所要の措置を講ずるよう指導方お願いいたします。

なお、「国民年金配偶者記録関係業務取扱要領」の改正については、別途社会保険業務センターより通知される予定であるので申し添えます。

種別変更等の届出の勧奨状及び一覧表の作成データは、次のとおり処理し、社会保険事務所に配信することとしたこと。

突合処理日	抽出処理日	配 備
1月31日	3月中旬	3月下旬

また、これに伴い、配偶者記録を確認し、補正をするための一覧表についても3月下旬に社会保険事務所に配信することとしたこと。

（写送付先：社会保険事務所長）

庁文発第2570号

平成3年10月3日

記

都道府県民生主管部（局）

国民年金主管課（部）長 殿

社会保険庁運営部年金指導課長

第3号被保険者に係る種別変更等の届出の勧奨の実施の一部変更について

第3号被保険者に係る種別変更等の届出の勧奨については、昭和63年3月31日庁文発第1477号及び平成3年2月27日庁文発第553号に基づき実施しているところであるが、本年度は下記のとおり実施することとしたので、管下の社会保険事務所に対して所要の措置を講ずるよう指導されたい。

1 年1回抽出して行っていた第3号非該当者に対する種別変更等の届出の勧奨については、次のとおり行うこととしたこと。

突合処理日	抽出処理日	配 信
10月31日	12月中旬	12月下旬
12月25日	2月中旬	2月下旬

2 配偶者記録が相違していることが判明した第3号被保険者については、配偶者記録を確認し、補正するための一覧表を平成4年2月に作成し、同月下旬に各社会保険事務所あて配信すること。

3 当年度において必要な勧奨状及び封筒（窓あき）は第1回目配信までに各社会保険事務所あて送付すること。

（写送付先 社会保険事務所長）

府文発第 2406 号

平成 4 年 8 月 28 日

都道府県民生主管部（局）

国民年金主管課（部）長 殿

社会保険庁運営部年金指導課長

第 3 号被保険者の種別変更等にかかる届出
勧奨実施の一部変更について

第 3 号被保険者に係る種別変更等の届出勧奨については、
昭和 63 年 3 月 31 日府文発第 1477 号及び平成 3 年 1
月 3 日府文発第 2570 号に基づき実施しているところ
であるが、本年度においては、下記のとおり実施すること
としたので、管下、社会保険事務所に対して所要の措置を
講ずるよう指導されたい。

記

1. 平成 4 年度における第 3 号被保険者非該当者に対する
種別変更等の届出勧奨については、次のとおり行うこと
としたこと。

突合処理日	抽出処理日	配 信
8 月 31 日	10 月	10 月下旬
10 月 31 日	12 月	12 月下旬
12 月 25 日	2 月	2 月下旬

2. 配偶者記録が相違していることが判明した第 3 号被保
険者については、配偶者記録を確認し、補正するための
一覧表を平成 5 年 2 月に作成し、同月下旬に各社会保険
事務所あて配信すること。

3. 当年度において必要な勧奨状及び封筒は第 1 回目配信
までに各社会保険事務所あて送付すること。

（写送付先：社会保険事務所長）

府文第1549号
平成5年5月18日

都道府県民生主管部(局) 国民年金主管課(部)長 殿

社会保険庁運営部年金指導課長

第3号被保険者の種別変更等にかかる届出の勧奨の実施について

標記については、昭和63年3月31日府文第1477号及び平成4年8月28日府文第2406号に基づき実施しているところであるが、このうち実施時期等については、今後、下記によることとしたので、管下の社会保険事務所に対して所要の措置を講ずるよう指導されたい。

記

1. 第3号被保険者非該当者に対する種別変更等の届出勧奨に係る突合処理日等については、次のとおりとしたこと。

突合処理日	抽出処理月	配 信
5月31日	7月	7月下旬
8月31日	10月	10月下旬
11月30日	1月	1月下旬

2. 抽出処理時において、配偶者記録が相違していることが判明した第3号被保険者については、配偶者記録を確認・補正するための一覧表を翌年1月下旬に各社会保険事務所あて配信すること。
3. 当年度において必要な勧奨状及び封筒は、第1回目までに各社会保険事務所あて送付すること。

(写送付先: 社会保険事務所長)

53
規
府文第2・877号
平成7年8月2日

都道府県民生主管部（局）国民年金主管課（部）長 殿

社会保険庁運営部年金指導課長

国民年金第3号被保険者に係る種別変更の
届出の勧奨について

国民年金法等の一部を改正する法律（平成6年11月9日法律第93号）附則第10条の規定により、国民年金第3号被保険者に係る年金受給権を確保するための特例措置として、平成7年4月から平成9年3月までの間に特例届出を行うことによって、保険料納付済期間に算入されない第3号被保険者期間（以下「3号未算入期間」という。）を保険料納付済期間に算入することとされたところである。

今般、特例届出を設けた趣旨を踏まえ、新たな3号未算入期間の発生を防止するため、昭和63年3月31日府文第1477号及び平成5年5月18日府文第1549号通知に基づき実施している届出の勧奨に加え、配偶者である第2号被保険者からの政府管掌健康保険被扶養者異動届によって認定解除（取消）され第3号被保険者に該当しないと見られる場合の届出の勧奨を、下記により行うこととしたので遺憾のないよう取り計らわれたい。

なお、国民年金第3号被保険者に係る社会保険オンラインシステムの事務取扱の変更については、社会保険業務センターから別途通知されるので申し添える。

記

1 實施対象

届出の勧奨対象者は、平成7年9月以後、第3号被保険者記録、当該第3号被保険者に係る配偶者の厚生年金保険被保険者資格記録又は政府管掌健康保険被扶養者記録に係る届出が処理された者のうち、届出が処理された月から3月経過後において、第3号被保険者に係る配偶者が厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているにもかかわらず第3号被保険者として記録されている者及び政府管掌健康



保険被扶養者の認定が解除（取消）されているにもかかわらず第3号被保険者として記録されている者（以下「第3号非該当者」という。）とする。

2 実施方法

(1) 社会保険業務センターで管理している第3号被保険者記録、第3号被保険者の配偶者の第2号被保険者資格記録及び政府管掌健康保険被扶養者記録を活用して、第3号被保険者からの種別変更の届出が行われていない者（以下「未届者」という。）について、平成7年12月から毎月、届出の勧奨を行うこととする。

(2) 平成7年12月以後毎月、勧奨状及び勧奨状送付一覧表を社会保険業務センターから社会保険事務所に配信することとする。

(3) 社会保険事務所は、勧奨状が配信されたときは勧奨状の封入・封かんを行い、第3号非該当者あてに勧奨状を送付すること。

また、第3号非該当者に対する勧奨状送付一覧表1部を、市町村（特別区を含む。以下同じ。）あてに第3号被保険者適用事務の参考資料として送付すること。

(4) 社会保険事務所は、勧奨状を送付しても届出がない者について、(3)の勧奨状発行時から3月経過後において配信される再度の勧奨状の封入・封かんを行い(3)の勧奨状の送付先へ送付すること。

さらに3月経過後においても届出がない者については、未届者のリストが配信されるので、その1部を市町村あて届出勧奨の参考資料として送付すること。

3 第3号被保険者資格取得届等の入力処理

社会保険事務所は、「国民年金被保険者資格取得・種別変更・種別確認（第3号被保険者該当）届書」の入力処理にあたり、窓口装置で配偶者記録の確認を行い、第3号被保険者記録と配偶者記録の整合性の確保に努めること。

なお、社会保険業務センターで管理されている国民年金原簿（第3号被保険者ファイル）に平成7年9月から配偶者の年金手帳記号番号等を収録することとしたので、記録の整合性を確保するため活用すること。

（写送付先　社会保険事務所長）

事務連絡
平成7年8月30日

都道府県民生主管部（局）国民年金主管課（部）長 殿

社会保険業務センター情報管理部指導課長

第3号被保険者に係る種別変更等の届出の勧奨状等の配信について

「国民年金第3号被保険者に係る種別変更の届出の勧奨について」は、平成7年8月2日府文発第2877号をもって社会保険庁運営部年金指導課長より通知され、平成7年12月から毎月届出の勧奨が行われることとなつたため、本年度予定していた下記の勧奨状、勧奨状送付者リスト（平成7年10月27日・平成8年1月26日）及び配偶者ファイル厚年（船保）突合処理確認リスト（平成8年1月26日）の作成データについては、配信しないこととしましたので連絡します。

記

	配信日（1回目）	配信日（2回目）	配信日（3回目）
勧奨状	平成7年7月28日 (配信済)	平成7年10月27日 (配信されない)	平成8年1月26日 (配信されない)
勧奨状送付者リスト	平成7年7月28日 (配信済)	平成7年10月27日 (配信されない)	平成8年1月26日 (配信されない)
配偶者ファイル厚年 (船保)突合処理確認リスト	_____	_____	平成8年1月26日 (配信されない)

（写送付先：社会保険事務所長）

三四九 国民年金第一号被保険者又は第三号被保険者に係る資格取得、種別変更又は種別確認の届出のお知らせ（勧奨）の実施について

平成十年三月二日府文発第四九七号
都道府県民生主導部局国民年金主
管課（部長あて社会保険庁運営部年
金指導課長通知

一部改正 平成五年三月二十四日府文発第七九八号
基礎年金番号の実施に伴い、基礎年金番号管理ファイル、国民年
金被保険者記録及び厚生年金保険被保険者記録、共済組合等（私学
教職員共済制度を含む。以下同じ。）の組合員記録若しくは加入者記
録並びに政府管掌健康保険被扶養者記録及び共済組合等の被扶養者
記録を活用して、第一号被保険者又は第三号被保険者の資格取得、
種別変更又は種別確認の届出が未届の者（以下「第一号・第三号未
届者」という。）に対して、毎月、勧奨状（別表のA欄に掲げる別添
1～6の帳票をいう。以下同じ。）等を送付し、第一号被保険者及び
第三号被保険者の届出促進を図ることを目的とする。

なお、事務処理の詳細については、別途、社会保障業務センターか
ら通知されることとしているので留意されたい。

おつて、昭和六十三年三月三十一日府文発第一四七七号「第三号被
保険者に係る種別変更等の届出の実施について」、平成三年七月三十日
府文発第二〇一九号「国民年金未加入第一号被保険者に係る資格取得
の届出勧奨の実施について」、平成五年五月十八日府文発第一五四九号
「第三号被保険者の種別変更等にかかる届出の勧奨の実施について」
及び平成七年八月二日府文発第二八七七号「国民年金第三号被保険者
に係る種別変更の届出の勧奨について」の通知については、平成十年
四月一日以後、廃止する。

記

一 目的

基礎年金番号の実施に伴い、基礎年金番号管理ファイル、国民年
金被保険者記録及び厚生年金保険被保険者記録、共済組合等（私学
教職員共済制度を含む。以下同じ。）の組合員記録若しくは加入者記
録並びに政府管掌健康保険被扶養者記録及び共済組合等の被扶養者
記録を活用して、第一号被保険者又は第三号被保険者の資格取得、
種別変更又は種別確認の届出が未届の者（以下「第一号・第三号未
届者」という。）に対して、毎月、勧奨状（別表のA欄に掲げる別添
1～6の帳票をいう。以下同じ。）等を送付し、第一号被保険者及び
第三号被保険者の届出促進を図ることを目的とする。

二 お知らせ（勧奨）の対象者

平成九年一月以後において、第一号被保険者又は第三号被保険者
の資格取得、種別変更又は種別確認の届出をする事由が発生（以下
「事象発生」という。）している者（その処理が平成十年三月以前に
行われた者を除く。）であるながら、当該事象発生から一定期間を経
過しても届出が未届となっている次に掲げる者（別表のB欄参照）
をお知らせ（勧奨）の対象者とする。

なお、共済組合等の組合員若しくは加入者又はこれらの者の配偶
者については、国民年金法附則第八条の規定により、社会保険庁長
官が共済組合等から資料の提供を受けた場合に限られ、第三号被保
険者の配偶者が組合管掌健康保険の被保険者の場合には対象とされ
ないものである。

(1) 厚生年金保険の被保険者又は共済組合等の組合員若しくは加入
者（以下「第一号被保険者」という。）の資格を喪失した者（死亡）
の配偶者（以下「第一号被保険者」という。）の資格を喪失した者（死亡）

(四) の内の下旬に、該当する被保険者の住所地を有する社会保険事務所に社会保険業務セハターカム記憶れひい」と。(記憶先の取扱いについては、以下同じ。)

(五) これら、勧奨状については、速々かに第一号・第三号未届者(たゞ)、二号(2)に掲げる者に係る勧奨状は以下同じ。)

(六) 勧奨者である第1号被保険者に送付し、届出の勧奨を図れり。

(七) また、各々の勧奨対象者一覧表は、参考資料として別紙に記載せらる。

(八) 該当する市町村に送付する。

なお、各種勧奨対象者市町村別件数表は、社会保険事務所において適用事務の参考資料として活用された。

(九) の勧奨状による勧奨を行ったにもかかわらず届出がなされない者については、再び勧奨を図れり。

(十) これら、国民年金未適用者一覧表は、参考資料として別紙の上欄に掲げる各々の最終勧奨対象者市町村別件数表が配信され、該当する市町村に送付する。

なお、国民年金未適用者市町村別件数表(最終)は以下のように。

(十一) の勧奨状を送付してお届出がなされない者について、当該勧奨状の送付から1ヶ月後の月の下旬に、別紙の上欄に掲げる国民年金未適用者一覧表及び国民年金未適用者市町村別件数表が配信せらる。

(十二) これら、国民年金未適用者一覧表は、参考資料として別紙の上欄に掲げる各々の最終勧奨対象者一覧表並びに別紙の上欄に掲げる各々の最終勧奨対象者市町村別件数表が配信され、該当する市町村に送付する。

なお、各種勧奨対象者市町村別件数表は、社保保険事務所において適用事務の参考資料として活用された。

(十三) の勧奨状による勧奨を行ったにもかかわらず届出がなされない者については、再び勧奨を図れり。

(十四) これら、国民年金未適用者一覧表は、参考資料として別紙の上欄に掲げる各々の最終勧奨対象者市町村別件数表が配信され、該当する市町村に送付する。

なお、国民年金未適用者市町村別件数表(最終)は以下のように。

(十五) の勧奨状を送付してお届出がなされない者について、当該勨奨状の送付から1ヶ月後の月の下旬に、別紙の上欄に掲げる国民年金未適用者一覧表並びに別紙の上欄に掲げる各々の最終勧奨対象者市町村別件数表が配信され、該当する市町村に送付する。

なお、国民年金未適用者市町村別件数表は、社会保険

(十六) の内の下旬に、該当する被保険者の住所地を有する社会保険事務所に社会保険業務セハターカム記憶れひい」と。(記憶先の取扱いについては、以下同じ。)

(十七) これら、勧奨状については、速々かに第一号・第三号未届者(たゞ)、二号(2)に掲げる者に係る勧奨状は以下同じ。)

(十八) 勧奨者である第1号被保険者に送付し、届出の勧奨を図れり。

(十九) また、各々の勧奨対象者一覧表は、参考資料として別紙に記載せらる。

(二十) 該当する市町村に送付する。

なお、各種勧奨対象者市町村別件数表は、社会保険事務所において適用事務の参考資料として活用された。

(二十一) の勧奨状による勧奨を行ったにもかかわらず届出がなされない者については、再び勧奨を図れり。

(二十二) これら、国民年金未適用者一覧表は、参考資料として別紙の上欄に掲げる国民年金未適用者市町村別件数表(最終)が同様の下旬に配信される。

(二十三) これら、国民年金未適用者一覧表は、参考資料として別紙の上欄に掲げる各々の最終勧奨対象者市町村別件数表が配信され、該当する市町村に送付する。

なお、各種勧奨対象者市町村別件数表は、社保保険事務所において適用事務の参考資料として活用された。

(二十四) の勧奨状による勧奨を行ったにもかかわらず届出がなされない者については、再び勧奨を図れり。

(二十五) これら、国民年金未適用者一覧表は、参考資料として別紙の上欄に掲げる各々の最終勧奨対象者市町村別件数表が配信され、該当する市町村に送付する。

なお、国民年金未適用者市町村別件数表は、社会保険

お知らせ(勧奨) 案例に係る配信時期及び配信帳票について

A お知らせ(勧 奨)処理名	B 対象者	C 新規登録	D 初回勧奨の期 間	E 初回勧奨対象者 一覧表	F 最終勧奨対象者 一覧表	G 最終勧奨対象者 一覧表	H その他(一覧表及び 別紙表の配信時期)
第1号・第3号被 保険者資格取得 対象(別添1)	3の(1) 被保険者 登記喪失年月 日	2号被保険者 登記喪失年月 日	新規登録年月から 2月後	・第1号・第3号被 保険者資格取得 対象(参考1) 一覧表(参考1)	初回勧奨から 4月後	・第1号・第3号被 保険者資格取得 対象(参考7) 一覧表(参考7)	E欄の初回勧奨対象者 一覧表と同様に 別紙別件数表(参考13) 別紙別件数表(参考14) G欄の最終勧奨対象者 一覧表と同様に 各紙最終勧奨対象者 別紙別件数表(参考14) 最終勧奨内の配信から 2ヶ月遅延後 一覧表(参考15) 別紙別件数表(参考16)
第3号被保険者登 記喪失(別添2)	3の(2) 被扶養配偶者 該当年月日	事務登録年月から 2月後	・第3号被保険者登 記喪失対象者一覧 表(参考2)	初回勧奨から 4月後	・第3号被保険者登 記喪失対象者一覧 表(参考8)	・第3号被保険者登 記喪失対象者一覧 表(参考8)	・第3号被保険者登 記喪失対象者一覧 表(参考9)
第3号被保険者種 別確認対象(別添 3)	3の(3) 保険者変更年 月日	事務登録年月から 2月後	・第3号被保険者種 別確認対象者一覧 表(参考3)	初回勧奨から 4月後	・第1号被保険者登 記喪失対象者一覧 表(参考4)	・第1号被保険者登 記喪失対象者一覧 表(参考9)	・第1号被保険者登 記喪失対象者一覧 表(参考10)
第1号被保険者登 記喪失(別添4)	3の(4) ・2号被保険者 登記喪失年月日 月日	事務登録年月から 2月後	・第1号被保険者登 記喪失対象者一覧 表(参考4)	初回勧奨から 4月後	・第1号被保険者登 記喪失対象者一覧 表(参考10)	・第1号被保険者登 記喪失対象者一覧 表(参考11)	・第1号被保険者登 記喪失対象者一覧 表(参考12)
未加入期間国民年 金適用対象(別添 5)	3の(5) 2号被保険者 登記喪失年月日 月日	事務登録年月の当 月又は翌月	・未加入期間国民年 金適用対象者一覧 表(参考5)	初回勧奨から 4月後	・未加入期間国民年 金適用対象者一覧 表(参考11)	・未加入期間国民年 金適用対象者一覧 表(参考12)	・未加入期間国民年 金適用対象者一覧 表(参考13)
20歳国民年金適用 対象(別添6)	3の(6) 20歳到達日	事務登録年月から 2月後	・20歳国民年金適用 対象者一覧表(参考6)	初回勧奨から 4月後	・20歳国民年金適用 対象者一覧表(参考14)	・20歳国民年金適用 対象者一覧表(参考15)	・20歳国民年金適用 対象者一覧表(参考16)

府保険発第0420001号
平成17年4月20日

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁運営部年金保険課長
(公印省略)

国民年金第2号又は第3号被保険者から第1号被保険者
に移行した者に対する適用促進について

標記については、「国民年金第1号又は第3号被保険者に係る資格取得、種別変更又は種別確認の届出のお知らせ（勧奨）の実施について」（平成10年3月2日府文発第497号。以下「届出勧奨実施通知」という。）に基づき、資格取得、種別変更又は種別確認のいずれかの届出を要する事由が発生（以下「事象発生」という。）したときから2か月後及び6か月後に被保険者種別変更の届出勧奨（以下「届出勧奨」という。）を行い、自主的な届出を促進しているところである。

しかしながら、届出勧奨を行っても届出がなく、将来無年金となる恐れのある者が存在していると考えられ、総務省による「年金に関する行政評価・監視一国民年金業務を中心として一」においては、届出勧奨によつても届出に応じないといった場合には、速やかに職権適用を実施するよう勧告をされたところである。

このため届出勧奨によつてもなお未届となっている者については、下記のとおり取り扱うこととするので通知する。

記

1 趣旨

厚生年金保険等の被保険者である国民年金第2号被保険者又はその被扶養配偶者である第3号被保険者から第1号被保険者に移行した者であつて、被保険者種別変更届の届出がない者に対し、届出勧奨実施通知に基づき実施している届出勧奨の様式を、より分かりやすい内容となるよう変更するとともに、変更後の様式による届出勧奨によつても

なお届出がない者に対して、職権による種別変更処理（以下「職権適用」という。）を行い、もって国民年金事業の適正かつ公正な運営及び被保険者の年金権の確保を図ることとするものである。

2 実施時期

- (1) 届出勧奨状の様式を、平成17年4月送付分から別紙様式1のとおりとすること。
- (2) 職権適用については、変更後の様式による届出勧奨を行った者から実施するものとし、平成17年8月より開始すること。

3 職権適用の手順等

(1) 職権適用予定者の把握

職権適用の予定者は、届出勧奨実施通知の3の(1)及び(4)から(6)までに掲げる者であって、事象発生から6か月経過後に配信される「最終勧奨対象者一覧表（以下「一覧表」という。）」に出力された者のうち、直近の届出済の者を除いた者とすること。

(2) 住所確認

職権適用の予定者について、住民基本台帳の閲覧により住所の確認を行い、住所が確認できた者について、職権適用の対象者とすること。

なお、市町村と協議の上、協力が得られる場合は、住民基本台帳の確認を市町村に依頼することにより住所確認を行っても差し支えないこと。

(3) 適用処理

(2) により確認した職権適用の対象者については、事象発生年月日において第1号被保険者に該当したものとみなし、配信された届出勧奨状は郵送せず、当該勧奨状により種別変更の入力処理を行うとともに、徴収事務処理票により「特定者」の登録を行い、納付書が事務センターに別送されるよう処理すること。

また、職権適用を実施した者に対しては、「国民年金第1号被保険者種別変更通知書（別紙様式2。以下「職権適用通知書」という。）」を作成し、別送される納付書とともに送付すること。「特定者」の登録については、職権適用通知を送付後、速やかに解除すること。

なお、職権適用の対象となる第2号被保険者から移行した者については、失業等を事由とする特例免除に該当するものが多く含まれると考えられることから、職権適用通知書送付時には、制度周知用パンフレットや口座振替の案内等とともに、免除制度のパンフレットや免除等申請用紙を同封するなどにより制度周知を図り、保険料滞納が生じないよう努めるものとすること。

(4) 届出に基づく修正

職権適用通知書送付後において、被保険者から第3号被保険者に該当するなど、適用すべき被保険者の種別が異なる旨の申出があった場合は、速やかに適正な届出を提

出させ、被保険者種別の訂正を行い、被保険者に通知すること。

(5) 職権適用者に対する指導

職権適用を実施した者については、必要に応じて国民年金収納指導員等による戸別訪問を実施し、必要な届出や申請が適正に行われるよう指導すること。特に、第3号被保険者の該当届出や失業による特例免除の申請等について、届出や申請の提出漏れがないよう十分説明するものとすること。

(6) 市町村への情報提供

職権適用対象者の該当市町村に対しては、(2)において住所を確認した後の一覧表の写しを送付するなど、該当市町村が被保険者からの照会等に対応できるよう努めること。

4 その他

(1) 職権適用の予定者の把握については、各社会保険事務局の実情に応じ、6か月経過後に配信される一覧表以外の方法により把握して差し支えないこと。また、事象発生から職権適用実施までの期間を短縮することも差し支えないこと。

(2) 職権適用の実施状況については、各月末の状況を取りまとめ、4月、7月、10月及び1月の各15日までに年度当初から前月までの状況を「職権適用の実施状況」(別紙様式3)により報告すること。

なお、報告に当たっては、社会保険庁LANシステムによる電子メールを使用し、国民年金事業室を宛先として、総務部総務課の特殊メールアドレス(chou-soumu@sia.go.jp)に送付すること。

(3) 職権適用者については、職権適用後、おおむね1年間は「国民年金保険料に係る強制徴収の取扱いについて(平成16年9月10日府保険発第0910001号)」の1の(1)の④に該当するものとして取り扱って差し支えないこと。

(4) 別紙様式2は、各社会保険事務局の実情に応じて変更して差し支えないこと。

（別紙様式 1）

届出勧奨状様式（表面）

届出はお済みですか！

あなた（又はあなたの配偶者）は、裏面に記載している「1. 届出を提出していたに
該当します。

まだ届出がお済みでない方は、下記により届出をお願いします。

● 記入方法

- ① “右側の届出人印”に住所、氏名を記入し、押印してください。
（被保険者がひらがなから漢字する場合は、押印は不要です。）
- ② “太印台”の記入欄が残っている場合は、訂正してください。

●添付資料

- 第1号被保険者…「年金手帳」又は「基礎年金券を返却書」
第3号被保険者…「年金手帳」又は「基礎年金券分離申請」（あなたと配偶者の両方）

● 提出先

お住まいの市区町村の国民年金担当窓口に提出してください。ただし、会社員や公務員（第2号被保険者）の扶養配偶者となっている方（第3号被保険者）は、配偶者の勤務先に提出して下さい。
不明な点がございましたら、お近くの社会保険事務所にご相談下さい。

※ なお、すでに国民年金の届出がお済みの方は、届出の必要はございません。

● 国民年金の被保険者とは

- 国民年金第1号被保険者 女性勤労者、自営業、無職及び学生などで20歳以上60歳未満の方
【国民年金保険料を自分で納付する必要がある方】

国民年金第2号被保険者

- 会社等に勤務する厚生年金保険の被保険者、共済組合員の方（ただし、55歳以上70歳未満の場合は、老齢・退職を支給専門とする年金の25%保険料を有していない方がになります。）【厚生年金保険料が無料から支拂われる方】

国民年金第3号被保険者

- 第2号被保険者に扶養されている配偶者の方で20歳以上60歳未満の方【保険料を自分で納付する必要がない方】

◎第2号被保険者に関する記録欄に□かで記入する必要はありません。)

姓	名
平成 年月日	年 月 日

姓	名
平成 年月日	年 月 日

年	月	日
捺		

この届出は、会社などを退職した際に提出していただものです。
国民年金被保険者
資格取得
種別変更（第1号被保険者担当）
種別確認（第3号被保険者担当）届出

記入欄

届出コード	区 域	小区分	届 出
1. 地域区分	1	01. 年度一覧	
2. お名前変更			
3. 種別確認	4		
1. 男 2. 女 3. 年月日 4. 送付			

被保険年齢	被保険者氏名	性別	生年月日	送付
		1. 男	5. 昭和 年 月 日	
		2. 女	7. 平成 年 月 日	

年 月 日	被 保 険 者 の 年 齢	被 保 険 者 の 姓 名	被 保 険 者 の 性 別	被 保 険 者 の 年 齢	被 保 険 者 の 姓 名	被 保 険 者 の 性 別	
第1号（年齢）	1	姓 例 D. 学 生	1. 男	第2号（年齢）	1	姓 例 D. 学 生	1. 男
第3号（年齢）	2	姓 例 D. 学 生	2. 女	第4号（年齢）	2	姓 例 D. 学 生	2. 女
第5号（年齢）	3	姓 例 D. 学 生	3. 男	第6号（年齢）	3	姓 例 D. 学 生	3. 男
第7号（年齢）	4	姓 例 D. 学 生	4. 女	第8号（年齢）	4	姓 例 D. 学 生	4. 女

★ 郵便番号 (フリガナ)	大 江 戸
住所コード	

外因人区分	被保険者種類名	★ 被保険者又は 配偶者年齢	生年月日	送付
1. 北海道（本邦）				
2. 1国外の邦国人				

被保険者に係る年項	★ 被保険者に係る年項
貢献年月日	氏名
性別	年齢

◎勤務先事業主等確認欄 ◎		
○被保険者の勤務先の事業主等は必ず被保険者のものに相違ないように記載する 平成 年 月 日 発出		
所在地	事業主等氏名	（略）
（略）	（略）	（略）

◎医療保険者等確認欄 ◎		
○被保険者の医療保険者は、医療保険又は疾病保険に加入している者の被保険者であることを記載する。 記載年月日 平成 年 月 日 （略）		
所在地	被保険者氏名	（略）
（略）	（略）	（略）

届出人欄		
上記のとおり届出します。 年 月 日		
市（区）町村	社会保険事務所長	（略）
（略）	（略）	（略）

被保険者住所	被保険者郵便番号	被保険者年齢
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

※ 氏を記入してお書きください。なお、太印の欄は、誤っている場合は訂正してください。

20mm

144.44mm

210mm

12.7mm

387.14mm

届出勧奨状様式（裏面）

1. 届書を提出していただく方

(1)『第1号・第3号被保険者資格取得勧奨』

会社員や公務員の方が退職したときは、第1号被保険者又は第3号被保険者になります。

(2)『第1号被保険者扶当勧奨』

① 会社員や公務員の方（第2号被保険者）が退職したときに、その方の被扶養配偶者となっていた方は、第3号被保険者から第1号被保険者になります。

② 収入があるために会社員や公務員の方（第2号被保険者）の被扶養配偶者でなくなった方は、第3号被保険者から第1号被保険者になります。

③ 会社員や公務員の方（第2号被保険者）が65歳以上となり、老齢・退職者専用とする年金の受給権を得たときは、その方の被扶養配偶者は第3号被保険者から第1号被保険者になります。

④ 厚生年金保険に加入している方は、70歳になると厚生年金保険と第2号被保険者の資格を喪失しますので、その方の被扶養配偶者は第1号被保険者になります。

(3)『未加入期間国民年金適用勧奨』

会社などに再就職した方で過去に未加入期間がある方は、その期間は第1号被保険者又は第3号被保険者になります。

(4)『20歳国民年金適用勧奨』

20歳になった方で会社員や公務員（第2号被保険者）でない方は、第1号被保険者又は第3号被保険者になります。

(5)『第3号被保険者区分別確認勧奨』

出向や転職などにより会社員や公務員の方（第2号被保険者）の加入する年金制度が変更となった場合は、その方の被扶養配偶者は、その都度、第3号被保険者の届出が必要となります。

(6)『第3号被保険者扶当勧奨』

会社員や公務員（第2号被保険者）の被扶養配偶者となっている方は、第3号被保険者になります。

※ 届け出ていなかつたために保険料を納付できなかつた期間中に重い障害を負つたりしたとき、障害年金が受給できなくなる場合がありますので、忘れずに届出を済ませるようお願いします。

なお、国民年金の被保険者となるべき方が届け出していくだけない場合、このようにならないよう社会保険事務所において、第1号被保険者とみなして加入処理を行い、保険料の納付を催告することがあります。

2. 国民年金の被保険者の皆様へ

1. 国民年金保険料を“納められなくなったら”

どうすれば良いか？

被保険者は、毎月、保険料を納めなければなりませんが、失業などにより所得が減少して、経済的に保険料を納めることが難しい場合などでも、年金権が確保できるように、次の“保険料を免除する制度”があります。

- ① 中高齢者の所得に応じて → 全額免除・半額免除
- ② 申請者が20歳台の場合 → 老若者納付猶予制度
- ③ 申請者が学生の場合 → 学生納付特例制度

なお、こうした制度の適用を受けるためには、住所地の市区町村役場に申し出て所得等の審査を受けていただく必要がありますので、ご注意下さい。

2. 月の途中で退職したときは、いつの分から国民年金保険料を払わなくてはならないのか？

国民年金や厚生年金保険などの保険料は、いずれも被保険者となつた月から被保険者でなくなった月の前月分までお支払いいただくことになります。

したがって、会社などを退職した場合は、退職した日の翌日以降に国民年金に加入することとなりますので、退職日の翌日が月末であったとしても、その月は国民年金の被保険者となります。その月から国民年金の保険料をお支払いいただぐことになります。

3. その他“ご相談！”

年金に関するご相談は、お近くの社会保険事務所で行っておりますが、社会保険庁のホームページ(<http://www.sia.go.jp/>)でも情報を提供させて顶いておりますので是非、ご利用下さい。また、保険料のお支払いを口座振替にすると、ご希望の振替方法によっては、納付書でのお支払いに比べて保険料の額が安くなります。

※ 年金に関する届出は、郵送でも受け付けております。

(別紙様式2)

平成 年 月 日

基礎年金番号 (*****-*****)

○○ ○○ 様

○○社会保険事務所長

国民年金第1号被保険者種別変更通知書

先日来、国民年金被保険者種別変更の届出をご提出いただくようご案内しておりましたが、平成〇〇年〇〇月〇〇日現在、届出が提出されておりませんので、国民年金法第7条第1項第1号に規定する被保険者（以下「第1号被保険者」という。）に該当するものとして、下記の年月日で国民年金被保険者の種別変更処理を行いましたので通知します。

つきましては、同封の国民年金保険料納付書により、金融機関、コンビニエンスストア等において、速やかに保険料を納付してください。

なお、下記の年月日において、厚生年金保険の被保険者、各共済組合の組合員等又はこれらの被扶養配偶者に該当している場合等については、当所国民年金担当課あて、早急にご連絡いただきますようお願いいたします。

記

第1号被保険者該当年月日 平成 年 月 日

【問い合わせ先】

○○社会保険事務所〇〇課

電話 () -

所在地 (〒 -)

職権適用の実施状況

【平成 年度】

	届出勧奨の区分						職権適用者数 合計	
	1号・3号資格取得			1号該当				
	リスト出力件数	住所不明者等	職権適用者	リスト出力件数	住所不明者等	職権適用者		
4月							0 件	
5月							0 件	
6月							0 件	
7月							0 件	
8月							0 件	
9月							0 件	
10月							0 件	
11月							0 件	
12月							0 件	
1月							0 件	
2月							0 件	
3月							0 件	
合計	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	

※各月末の状況を取りまとめ、4月、7月、10月及び1月の15日までに、年度当初から前月までの状況を報告すること。

※様式の変更は行わずに報告すること。

社会保険事務局

(作成者)

(差謹機関印)